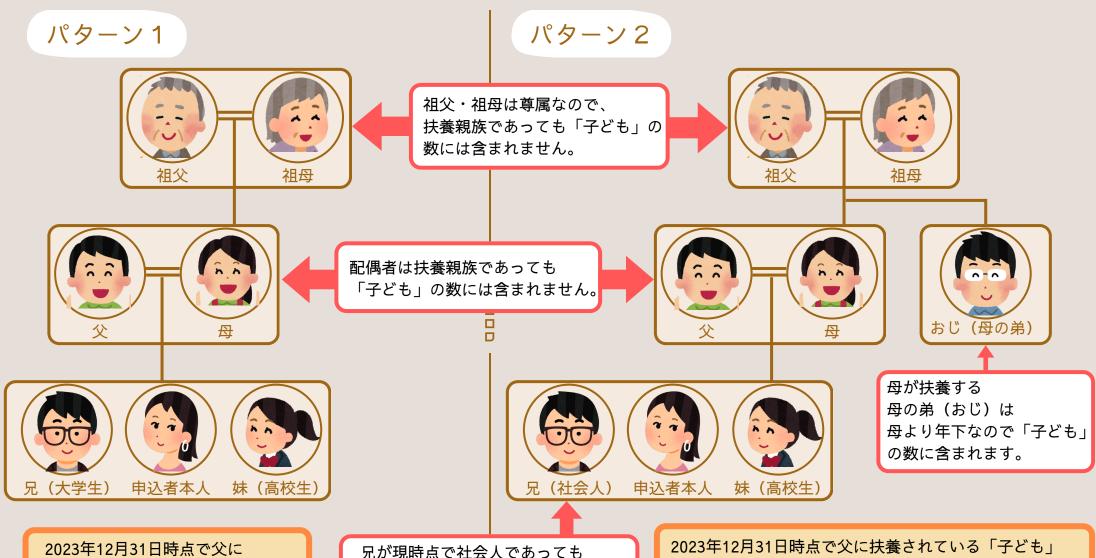
扶養している「子ども」の数について



2023年12月31日時点で父に 扶養されている「子ども」の数が 3人なので、多子世帯に該当します。 兄が現時点で社会人であっても 2023年12月31日時点で扶養されて いれば「子ども」の数に含まれます。

2023 年 12 月 31 日以降(2024 年 1 月 1 日~ 2025 年 3 月 31 日の期間)に新たに生まれた生計維持者の実子は、「子ども」の数に加えることができます。該当する場合は大学に申告してください。

2023年12月31日時点で父に扶養されている「子ども 3人と、母に扶養されている「子ども」1人の合算で 「子ども」の数は4人となります。

「子ども」の数が3人以上なので、多子世帯に該当します。 ※兄が2023年12月31日時点で扶養から外れても 「子ども」の数が3人なので多子世帯に該当します。